

令和7年6月25日

教育長答弁実録

（健康福祉局）

（教育委員会）

（問）避難所となる学校体育館への空調設備の設置について

指定避難所となっている県立高校のうち、昨年度、体育館に新たに空調設備を設置した学校は何校あったのか、教育長に伺う。

また、指定避難所となっている県立高校の体育館への空調設備の整備については、長期目標を設定し、段階的かつ計画的に進めていくべきと考えるが、併せて所見を伺う。

（答）

災害時に避難所となる学校施設につきましては、教育環境の改善や、防災機能の強化の観点から、空調設備の整備を進めていく必要があると考えております。

一方で、体育館の空調設備の整備に当たりましては

- ・ 断熱性能を高めるための大規模な改修が必要となり、多額の経費を要するほか、
- ・ 高校の施設は国庫補助の対象外となっていることや、
- ・ 生徒が日常的に長時間使用する普通教室の空調設備の老朽化対策を優先的に進めていく必要があること

などの課題がございます。

このため、昨年度におきまして、指定避難所となっている県立高校の体育館に、空調設備を整備した事例はございませんが、児童生徒の健康面で特段の配慮を必要とする県立特別支援学校1校の体育館に、今年度、空調設備を整備することといたしております。

県立高校の体育館への段階的かつ計画的な空調設備の整備につきましては、安定的な財源を確保することから、引き続き、国に対し、高校の施設も補助対象とするとともに、地方財政措置の拡充を図るよう、働き掛けてまいりたいと考えております。

また、学校施設に避難所が設置された場合の環境整備につきましては、設置主体である市町において、暑さ対策としての空調設備の設置を始めとした設備環境の改善など、安心して利用できる環境づくりに取り組まれていると

ころであり、引き続き、関係部局と連携して、市町に対し、必要な環境整備が図られるよう、働き掛けてまいりたいと考えております。